

レポート・論文作成の留意点

1. <引用> と <参考文献の明記> は必須

(1) 引用と剽窃^{ひようせつ}

「他の人の意見」を「自分の意見」のように示すことを剽窃といいます。剽窃は、知的窃盗にあたります。

- ・書き写した部分は引用符でくくり、出典を示します。
- ・インターネットはもちろんのこと、辞典や新聞記事を書き写した場合にも引用して出典を示します。官公庁の公開情報で、「自由に利用して構わない」と書かれている場合でも同様です。

(2) 引用の仕方を学ぶには

正しい引用の仕方を教えてくれるところがあります。ぜひ、ご利用ください。

- ・グローバルエディケーションセンター設置科目「学術的文章の作成」(オンデマンド授業)
- ・わせだライフ ABC
- ・ライティング・センターの個別指導

■ライティング・センター 早稲田キャンパス3号館2階
【URL】 <https://www.waseda.jp/inst/aw/about/>

引用の仕方

他人が書いた文章は次のように使います。

<引用の例>

「引用」ということばの意味は、『広辞苑(第六版)』(2008)では「自分の説のよりどころとして他の文章や事例または古人の語を引くこと。」(p.225)

と示されている。一方、『現代新国語辞典』(市川他、1998)には「人の言ったことばや文章などをかりて、自分の説や文章の中に使うこと。」(p.84)と書いてある。

参考文献

新村出編(2008)『広辞苑(第六版)』
岩波書店

市川孝、見坊豪紀、金田弘、進藤咲子、
西尾寅弥(1998)『現代新国語辞典』
三省堂

- 本文には次の点を明記する。
 - ・誰が書いた(言った)のか
 - ・何年に書かれた(話された)のか
 - ・何ページに書かれているのか
- 本文の後に「参考文献」と書き、引用した各文献の書誌情報を明記する。

監修：ライティング・センター

2. 不正は自分のためにならない

提出されたレポート・論文に剽窃行為、試験時のカンニング行為が発覚した場合、所属学部・研究科により全科目無効や停学を含む厳しい処分が下されます。

Web サイト等への試験問題やレポート課題の教員による解答例の掲載はゼツタイ禁止！

一般的に試験問題やレポート課題の教員による解答例は著作物と考えられており、これらの著作権は科目の担当教員に属しています。無断での掲載等は絶対に禁止です！